

尼崎市きょうちくとう賞表彰要綱取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、尼崎市きょうちくとう賞表彰要綱（以下「要綱」という。）の内容及び解釈について必要な事項を定めるものとする。

(内容及び解釈の基準)

第2条 要綱第1条（目的）に規定する「善行」の内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 自己の利害又は自己の身の安全をかえりみず行われた人命救助の行為で、その程度が特に顕著であり、かつ広く市民の模範となるもの。ただし、その行われた場所は、市内、市外を問わないものとする。（交通事故、水難事故、火災現場等における人命救助）

(2) 社会福祉活動、健全な青少年活動、環境美化活動等の地域活動を継続して行っている奉仕行為で、広く市民の模範となるもの

ただし、継続期間の基準は、次のとおりとする。

ア コミュニティ活動功労者表彰の受賞者で、地域への奉仕活動を15年以上継続している場合

イ 地域への奉仕活動を20年以上継続している場合

第3条 要綱第3条（表彰の対象者）に規定する「尼崎市に関係のある個人又は団体」は、次のとおりとする。

(1) 現に尼崎市内の事業所若しくは学校に勤務し、又は通学（通園）している個人

(2) 尼崎市内に事務所が所在する団体

(3) その他市長が特に認めた市外在住の個人又は市外に事務所が所在する団体

(4) 尼崎市で同一の「善行」により表彰を受けたことがない（前条(2)アに該当するものは除く）個人又は団体

第4条 要綱第4条（表彰対象者からの除外）第1号に規定する「職務上及びこれに類する行為」は、次のとおりとする。

(1) 法律に基づき委嘱された職務上の行為

例 民生委員、人権擁護委員、消防団員、児童委員社会教育委員、行政相談委員その他

(2) 尼崎市の行政事務の補助を委嘱された者の職務上の行為

例 少年補導委員その他

(3) 国、県、市等からの補助金の交付を受けている個人又は団体の事務を補助する趣旨の行為

(4) 尼崎市職員の行為。ただし、当該行為については別途尼崎市職員表彰として検討する。

第5条 要綱第4条(表彰対象者からの除外)第2号に規定する「金品を寄付した者」は、次のとおりとする。

- (1) 単に金銭、物品のみを寄付した者
- (2) 単に自己の所有地を無償貸与した者
- (3) 単に自己の営利施設を無償貸与した者

例 花壇、畑、釣堀、ボウリング場等の貸与

第6条 要綱第5条(推薦方法)について次のとおりとする。

(1) 「団体の意思を代表するとみなされる者」は、尼崎市社会福祉協議会各支部、各支部社会福祉連絡協議会、市民運動各地区推進協議会の代表者又は国、県、市議会の議員とする。

(2) 推薦者は別で定める推薦書(様式1)を各地域課長へ提出するものとする。

(3) 各地域課長は推薦書を別紙(様式2)で取りまとめ、選考委員会へ提出するものとする。

第7条 要綱第6条(被表彰者の決定)ただし書に規定する市長が特に認める場合とは、新聞等の報道や、記録等によりその行為の事実確認ができるとともに、明らかに要綱に定める善行に該当する場合をいい、この場合、市長は推薦及び選考委員会の議を経ずに被表彰者を決定することができるものとする。

付 則

この取扱基準は、昭和51年5月1日から適用する。

付 則

この取扱基準は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この取扱基準は、平成17年6月23日から適用する。

付 則

この取扱基準は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この取扱基準は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この取扱基準は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この取扱基準は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この取扱基準は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この取扱基準は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この取扱基準は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この取扱基準は、令和4年11月14日から適用する。